大阪市水道局告示第58号

次の金融機関の店舗について、名称及び所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の２第３項の規定に基づき告示する。

令和８年11月13日

大阪市水道局長　　坂　本　篤　則

金融機関名	店　舗　名		所　　在　　地	変更年月日
大同信用組合	変更前	石津支店	大阪府堺市西区浜寺石津町中３丁13番11号	令和８年11月24日
	変更後	浜寺諏訪森支店	大阪府堺市西区浜寺諏訪森町中２丁178番10号	

（水道局総務部経理課）